

令和6年度 市有財産の売却

随時受付募集案内書

《甲府市後屋町の物件を売却します》



◆受付期間◆

令和6年9月26日(木)～令和7年6月19日(木)

甲 府 市

目次

◇ はじめに	1
◇ 随時受付募集（先着順）による物件購入のながれ	2
1 随時受付募集（先着順）の申込み	3
2 現地確認	5
3 契約予定者の決定	5
4 契約の締結	5
5 売買代金の支払い	6
6 所有権移転と引渡し	7
7 その他注意事項	7
◇ 普通財産買受申込書（記載例あり）	8
◇ 誓約書（記載例あり）	10
◇ 土地売払い契約書（案）	12
◇ 物件位置図	17
◇ 物件調書等	18

詳細は、この案内書をご覧ください

<別添書式>

- ① 普通財産買受申込書（第1号様式）
- ② 誓約書（第2号様式）



はじめに

- 甲府市では、次の市有財産を**随時受付募集（先着順）**により売却します。
- 随時受付募集（先着順）による売却とは、購入資格のある先着申込者に市有財産を売却価格で購入していただく方法です。
- 購入を希望の方は、この「案内書」を熟読してください。

【 売却物件 】

種別	所在及び地番	地目	登記地積	売却価格 (総額)
土地	甲府市後屋町字四割 525 番 1、525 番 4、 532 番 7	宅地	2,978.59 m ²	106,931,000 円

※物件の位置図及び調書は、17ページ以降を参照してください。

随時受付募集（先着順）による物件購入のながれ

1 随時受付募集（先着順）による申込み（3ページ）

- 受付期間：令和6年9月26日（木）から令和7年6月19日（木）まで
- 受付時間：土日・祝日・年末年始を除く午前9時から12時及び午後1時から5時まで
- 受付場所：甲府市役所 本庁舎5階 総務部 契約管財室 管財課
☎055-237-5197



2 現地確認（5ページ）

- 物件は前面道路等からいつでも確認できますが、受付期間中に敷地内に立ち入る場合は管財課まで連絡してください。



3 契約予定者の決定（5ページ）

- 契約予定者は、申込受付期間内に、必要書類を申込受付場所に提出した申込順位一位の方とします。
※同一日かつ同一時刻に複数の申込みがあった場合は、抽選により申込順位を決定
- 契約予定者には「契約予定者決定通知書」を送付します。



4 契約の締結（5ページ）

- 契約予定者決定通知書を発送した翌日から7日以内に契約の締結となります。
- 契約保証金として売買代金の10%以上を納入していただきます。



5 売買代金の支払い（6ページ）

- 契約者は契約締結日から30日以内に売買代金を納付する必要があります。



6 所有権移転と引渡し（7ページ）

- 引渡しは現状有姿の状態で行いますので、必ず現地を確認してください。
- 登記手続きは甲府市が行います。
- 登録免許税等は購入者が負担することとなります。

※詳細は、各項目のページを参考にしてください。

1 随時受付募集（先着順）の申込み

- 受付期間内に、必要書類を**持参**してください。
※電話、郵送、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

I 申込方法

(1) 申込受付期間

令和6年9月26日(木)から令和7年6月19日(木)までの土日、祝日、
年末年始を除く午前9時から12時及び午後1時から5時までとします。

(2) 申込受付場所

〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課（本庁舎5階）

☎055-237-5197

(3) 申込みに必要なもの

- ① 普通財産買受申込書（第1号様式）：8ページ
- ② 誓約書（第2号様式）：10ページ
- ③ 印鑑登録証明書（提出日から3月以内に発行のもの）
- ④ 税の未納が無い証明

(4) 注意事項

- i ①及び②は別添様式を利用してください。
- ii 共有による申込みの場合には全員の証明書（③及び④）が必要です。

◆税の未納が無い証明

区 分		提出する証明書	証明書の取得先	部数
個人	甲府市内に住所を有する方	未納の無い証明	市役所本庁舎市民税課及び窓口センター	1部
	甲府市外に住所を有する方	居住する市区町村の未納の無い証明	居住する市役所等※	1部
法人	甲府市内に本店を有する法人	未納の無い証明	市役所本庁舎市民税課及び窓口センター	1部
	甲府市外に本店を有する法人	本店が所在する市区町村の未納の無い証明	所在する市役所等※	1部

※取得方法については、取得先にお問い合わせください。

II 申込資格

○ 申込みは個人・法人を問いませんが、次のいずれかに該当する場合、申込みできません。また、2名以上の共有名義とする申込みも可能です。

(I) 申込みのできない方

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であって、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者
また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者または役員が暴力団員である法人
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体または当該団体の役職員もしくは構成員
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者であって、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者であって、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
- ⑦ 入札の公告の日から入札の日までの間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
- ⑧ 地方税を滞納している者
- ⑨ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員

2 現地確認

- 物件は前面道路等からいつでも確認できますが、受付期間中に敷地内に立ち入る場合は管財課まで連絡してください。

3 契約予定者の決定

- 契約予定者は、受付期間内に必要な書類を受付場所に提出した申込順位一位の方とします。
- 同一日かつ同一時刻に複数の申込みがあった場合は、直ちに抽選により申込順位を決定します。(順位一位の方が何らかの事由により辞退したときは、次位の方を契約予定者とします。)
- 契約予定者には、「契約予定者決定通知書」を送付します。

4 契約の締結

I 契約

- 契約予定者は、「契約予定者決定通知書」を発送した翌日から7日以内に12～16ページの土地売払い契約書(案)により、売買契約を契約予定者名義で締結することとなります。
また、共有名義で申込みされた方々は、共有者全員の名義で契約を締結します。
なお、売却物件には、土地利用に関する条件などを付しますので必ず契約書(案)を確認してください。

II 契約保証金

(1) 契約保証金

契約を締結する際には売買代金の100分の10以上(10,000円未満切上げ)を契約保証金として、納めていただきます。

(2) 売買代金への充当

契約保証金は売買代金へ充当します。

III 持参していただくもの

(1) 個人の方

- ① 印鑑（実印）
- ② 住民票の写し（提出日から3月以内に発行されたもの）
- ③ 収入印紙（土地売払い契約書及び登記に係る登録免許税として）
※土地売払い契約書貼付及び登記に係る登録免許税用として使用します。

(2) 法人の方

- ① 印鑑（代表者印(丸印)）
- ② 法人登記簿謄本（資格証明書）
- ③ 収入印紙（土地売払い契約書及び登記に係る登録免許税として）
※土地売払い契約書貼付及び登記に係る登録免許税用として使用します。

5 売買代金の支払い

- 売買代金は契約締結日から30日以内に納付することとなります。
- 契約保証金は売買代金に充当しますので、保証金額を控除した差額を甲府市が発行する納入通知書により納付してください。
- 契約締結後、売買代金の支払いが期日までに行われなかった場合は売買契約が解除され、契約保証金は違約金として甲府市に帰属し返還されません。

6 所有権移転と引渡し

(1) 所有権移転と引渡し

- ① 物件の所有権は売買代金の支払いが完了したときに移転するものとし、また物件は現状のまま引渡しがあったものとします。
- ② 所有権移転登記の手続きは物件の所有権が移転後、契約者からの請求により甲府市が行います。
- ③ 共有名義で売買契約を締結した場合は共有名義での所有権移転登記となりますので、持分を申し出てください。

(2) 費用負担

契約の締結及び所有権移転登記等に係る必要な経費は契約者の負担となります。
(契約書用収入印紙、登録免許税用収入印紙、引渡し後に生じる不動産取得税など)

7 その他注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状有姿の状態で行いますので、必ず現地を確認してください。
- (2) 建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法、山梨県、甲府市の条例等により制限等を受けることがあります。
- (3) 物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守してください。
- (4) 落札者はこの契約締結後、物件に種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない事由があること（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）を発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求、追完請求（目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し）及び契約の解除をすることはできません。
- (5) その他この入札案内書に定めのない事項は地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則（昭和50年3月規則第66号）、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）その他関係法令等の定めるところによります。
- (6) 申込み以降、住所変更等があった場合は速やかに管財課まで連絡してください。

普通財産買受申込書

甲府市長 様

次の市有財産を買い受けたいので、次のとおり申し込みます。

1 申込者

住所 (所在地)	〒	代表者	共有の場合 連名者	
ふりがな 氏名 (法人名及び代表者名)				実印
電話番号				
住所 (所在地)		実印		
氏名 (法人名及び代表者名)				
電話番号				
住所 (所在地)		実印		
氏名 (法人名及び代表者名)				
電話番号				

◆法人の場合は、所在地、法人名及び代表者をご記入ください。

2 申込物件

所在及び地番
甲府市後屋町字四割525番1、525番4、532番7

注1 申込みにあたっては、「本申込書」及び「誓約書」に必要事項をご記入のうえ、実印を押印し、「印鑑登録証明書」及び「未納の無い証明」を添えて、受付窓口を持参してください。
(各証明書：提出日から3月以内に発行のもの)

注2 共有による申込みをされる方は、代表者以外の方の「印鑑登録証明書」及び「未納の無い証明」も必要です。

【受付窓口】

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所 総務部 管財課 (本庁舎5階)
☎055-237-5197

普通財産買受申込書

甲府市長 様

次の市有財産を買い受けたいので、次のとおり申し込みます。

1 申込者

郵便番号もお忘れなく！

住所 (所在地)		実印の押印をお願いします。	代表者	
ふりがな 氏名 (法人名及び代表者名)				実印
電話番号				
住所 (所在地)		印鑑登録証明書に記載された住所、氏名を記入してください。 (旧仮名使い等に注意してください。)	共有の場合 連名者	
氏名 (法人名及び代表者名)				実印
電話番号		共有の場合は、共有名義にする方のすべてを記入してください。		
住所 (所在地)				
氏名 (法人名及び代表者名)		実印		
電話番号				

◆法人の場合は、所在地、法人名及び代表者をご記入ください。

2 申込物件

所在及び地番
甲府市後屋町字四割525番1、525番4、532番7

注1 申込みにあたっては、「本申込書」及び「誓約書」に必要事項をご記入のうえ、実印を押印し、「印鑑登録証明書」及び「未納の無い証明」を添えて、受付窓口に持参してください。
(各証明書：提出日から3月以内に発行のもの)

注2 共有による申込みをされる方は、代表者以外の方の「印鑑登録証明書」及び「未納の無い証明」も必要です。

【受付窓口】

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所 総務部 管財課 (本庁舎5階)
☎055-237-5197

(第2号様式)

誓 約 書

私は、市有財産の買受け申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者ではありません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員ではありません。
- 4 案内書、物件調書、土地売払い契約書（案）、物件の法令上の規制等、すべてを承知し、後日これらの事柄について甲府市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

令和 年 月 日

甲府市長 様

申込者 住 所
(所在地)

氏 名 ⑩

(法人名及び代表者名)

連名者 住 所
(共有の場合) (所在地)

氏 名 ⑩

(法人名及び代表者名)

住 所
(所在地)

氏 名 ⑩

(法人名及び代表者名)

誓 約 書

私は、市有財産の買受け申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者ではありません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員ではありません。
- 4 案内書、物件調書、土地売払い契約書(案)、物件の法令上の規制等、すべてを承知し、後日これらの事柄について甲府市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

令和 年 月 日 記入日を記入してください。

甲府市長 様

申込者 住所 (所在地) 共有での申込みの場合、代表者の住所、氏名を記入してください。

氏名 (法人名及び代表者名) 印鑑を押印してください。 印

連名者 (共有の場合) 住所 (所在地) 印鑑登録証明書に記載された住所、氏名を記入してください。(旧仮名使い等に注意してください) ※法人の場合は所在地、法人名及び代表者名を記入してください。

住所 (所在地) 共有での申込みの場合、代表者以外の方の住所、氏名を記入してください。

氏名 (法人名及び代表者名)

収 入
印 紙

土地売払い契約書 (案)

売出人甲府市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地の売払いに関し、次の条項により契約を締結する。

（信義）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、次に掲げる土地(以下「売買物件」という。)を、金106,931,000円をもって乙に売り渡す。

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	摘要
甲府市後屋町525番1	宅地	2,795.73	
甲府市後屋町525番4	宅地	37.41	
甲府市後屋町532番7	宅地	145.45	

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として前条に掲げる売買代金の10パーセント以上の金額を、この契約締結と同時に甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息は付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、前条の売買代金の一部に充当するものとする。

（支払いの方法及び時期）

第4条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲の発行する納入通知書によって指定する納入期限までに支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行しないときは、前条第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が前条第1項の代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 乙は、前条第1項の規定により、売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、この契約締結後、売買物件に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事由があること(権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。)を発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求、追完請求(目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し)及び契約の解除をすることはできない。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでにおいて、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業ものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 甲は、次の各号に規定する事由が生じたときは、乙に対し、それぞれ各号に規定する金額(ただし、1円未満の端数が生じるとき、これを切り捨てるものとする。)

を違約金として請求することができる。この場合において、乙は、甲から請求があった場合、これを支払わなければならない。

(1) 乙が、第9条に定める義務に違反したときは、違約金として売買代金の100分の30に相当する額

(2) 乙が、正当な理由なく前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 乙は、第1項の違約金を甲の指定した期日までに支払わなかったときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、年8.65パーセントの割合で計算した金額を延滞金として違約金に合せて甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は乙が次のいずれかに該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項第1号から第5号までの規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(使用料相当損害金)

第15条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額を損害金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第5条第2項の規定により売買物件の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除を通知した日までの間の使用料相当額

(2) 甲が、この契約の解除を通知した日の翌日から、乙が前条第1項に定める義務を完全に履行して、売買物件を甲に返還する日までの使用料相当額

2 前項各号の使用料相当額は、第2条に定める売買代金に年率4.0パーセントを乗じて算出するものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条に定める違約金又はこの契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(地域住民等との良好な関係の構築)

第19条 乙は、売買物件の利用にあたっては、売買物件周辺の地域の住民等（以下「地域住民等」という。）の住環境に配慮し、地域住民等との交流等に最善を尽くし、地域住民等と良好な関係を築くものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えは、甲府地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

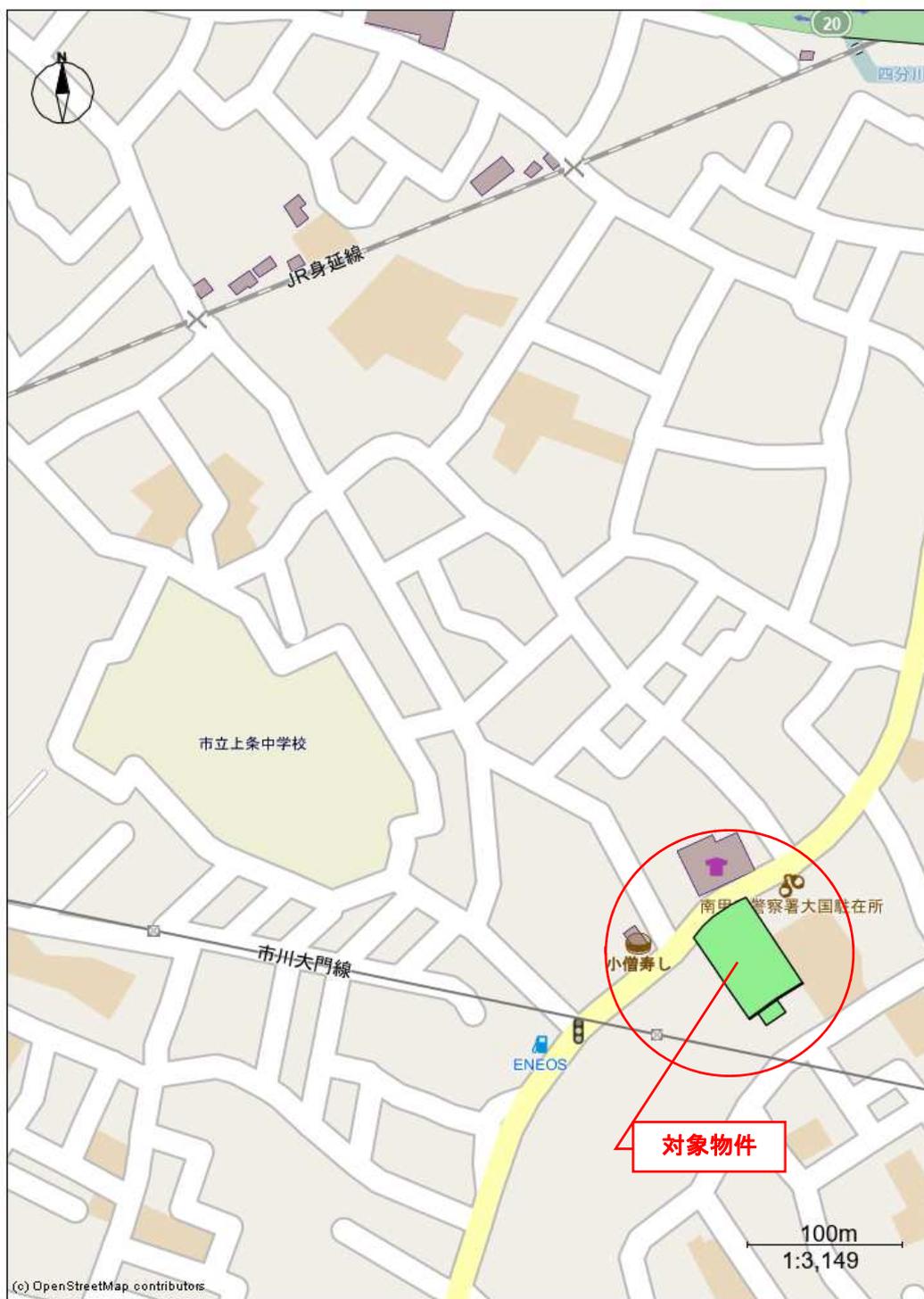
令和 年 月 日

売出人(甲) 住 所 甲府市丸の内一丁目18番1号
氏 名 甲府市
甲府市長

買受人(乙) 住 所
氏 名

物件位置図

対象物件 甲府市後屋町字四割525番1 外2筆



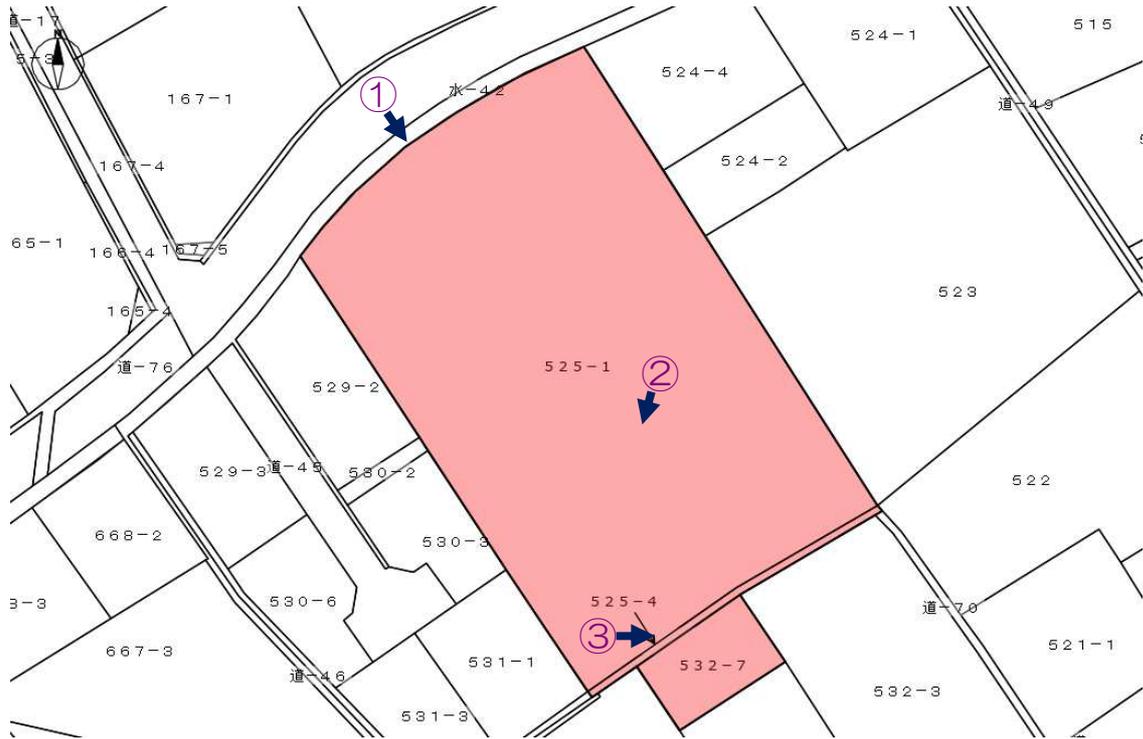
物 件 調 書

地 番	甲府市後屋町 5 2 5 番 1、5 2 5 番 4、5 3 2 番 7																				
地 目	宅 地	地 積 (登記簿地積)	2, 9 7 8. 5 9 m ²																		
接面道路状況	敷地北西側 市道高畑二日市場線 【建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路】																				
法令に基づく制限	市街化区域																				
	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域																			
都市計画法 建築基準法	建ぺい率	6 0 %																			
	容積率	2 0 0 %																			
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	道路後退																		
	そ の 他	敷地内に電柱・支柱・支線あり 東日本電信電話(株) 支柱：1 本、支線：2 条 東京電力パワーグリッド(株) 本柱：6 本、支柱：1 本、支線：6 条																			
供給・処理 施設の状況		配管等の状況	施設設備状況																		
	電 気	接面道路配線：有	電柱等：有																		
	水 道	接面道路配管：有	宅内引込：有																		
	下水道	接面道路配管：有	公設枿：無																		
	ガ ス	接面道路配管：無	宅内引込：無																		
交通機関	バ ス	山梨交通バス停「後屋団地」から約 0. 1 k m																			
	鉄 道	J R 身延線「国母駅」から直線距離約 1. 0 k m																			
参考事項	<p>※残存物の撤去・処分等行う場合は、買受人の負担で行ってください。</p> <p>※関係法令や各施設の詳細は、買受人が下記に直接お問い合わせください。</p> <p>◎問い合わせ先</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○都市計画法・景観法に関すること</td> <td style="width: 20%;">都市計画課</td> <td style="width: 30%;">Tel.055-237-5814</td> </tr> <tr> <td>○建築基準法に関すること</td> <td>建築指導課</td> <td>Tel.055-237-5824</td> </tr> <tr> <td>○文化財保護法に関すること</td> <td>歴史文化財課</td> <td>Tel.055-223-7324</td> </tr> <tr> <td>○山梨県屋外広告物条例に関すること</td> <td>都市計画課</td> <td>Tel.055-237-5814</td> </tr> <tr> <td>○水道及び下水道の使用に関すること</td> <td>甲府市上下水道局</td> <td>Tel.055-228-3311</td> </tr> <tr> <td>○公益事業者等</td> <td>東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター</td> <td>Tel.0120-995-881</td> </tr> </table>			○都市計画法・景観法に関すること	都市計画課	Tel.055-237-5814	○建築基準法に関すること	建築指導課	Tel.055-237-5824	○文化財保護法に関すること	歴史文化財課	Tel.055-223-7324	○山梨県屋外広告物条例に関すること	都市計画課	Tel.055-237-5814	○水道及び下水道の使用に関すること	甲府市上下水道局	Tel.055-228-3311	○公益事業者等	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター	Tel.0120-995-881
○都市計画法・景観法に関すること	都市計画課	Tel.055-237-5814																			
○建築基準法に関すること	建築指導課	Tel.055-237-5824																			
○文化財保護法に関すること	歴史文化財課	Tel.055-223-7324																			
○山梨県屋外広告物条例に関すること	都市計画課	Tel.055-237-5814																			
○水道及び下水道の使用に関すること	甲府市上下水道局	Tel.055-228-3311																			
○公益事業者等	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター	Tel.0120-995-881																			

※物件調書は売却物件の概要を把握するための参考資料です。

参 考 図

● 概要地番図



現 況 写 真

① 全景写真



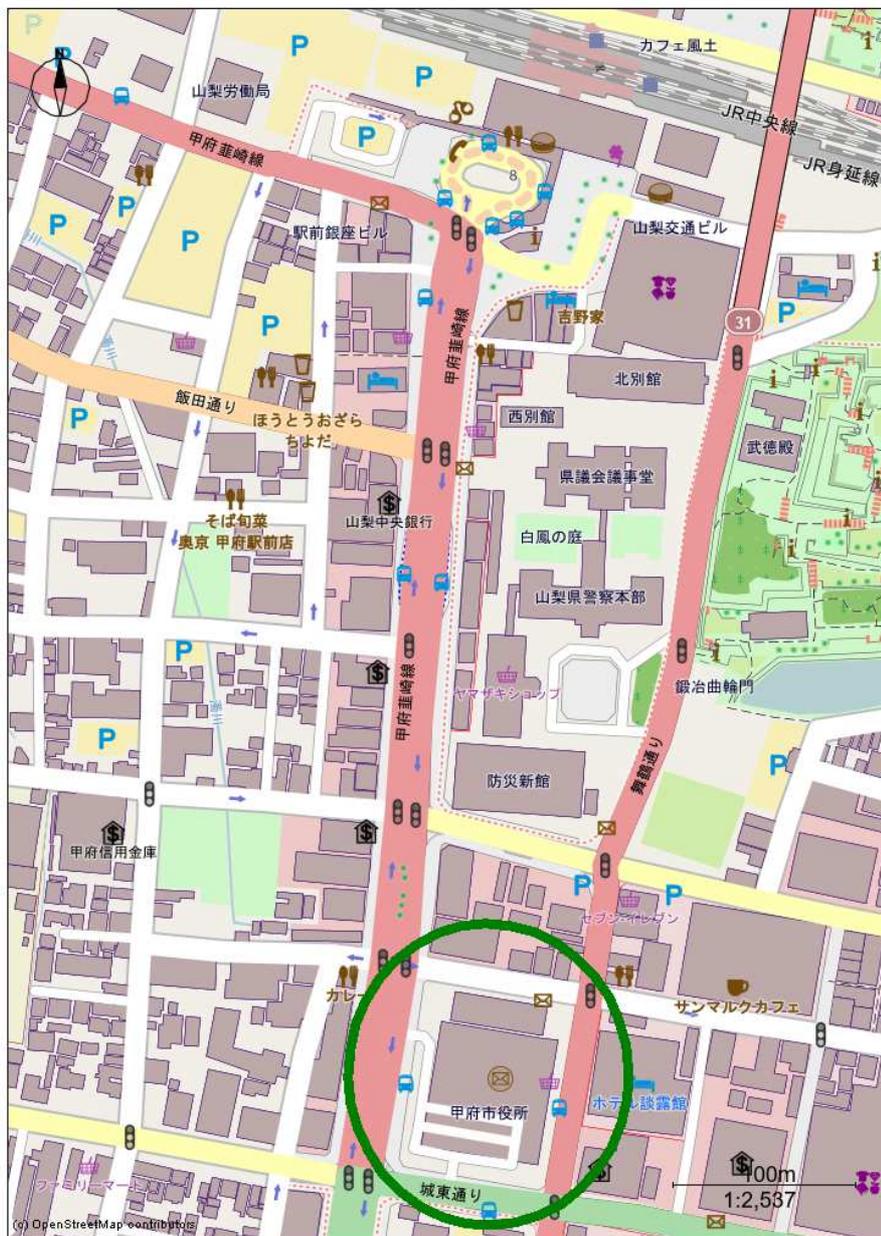
② 525番1付近



③ 532番7付近



<甲府市役所への交通案内>



市庁舎へのアクセス

- JR 甲府駅から徒歩 6 分
- 山梨交通
甲府市役所・甲府警察署バス停
- 富士急行
甲府市役所前・甲府警察署前バス停
それぞれ徒歩 1 分

【問い合わせ先】

〒400-8585
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課
TEL 055-237-5197
FAX 055-235-1048

